

2009 年 8 月 18 日

マネジメントシステム認証機関 各位

財団法人 日本適合性認定協会
認定センター「航空宇宙品質マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準 (JAB MS101-2007)」
の一部規定の改定について

本協会は、社団法人 日本航空宇宙工業会 (SJAC) が発行する SJAC 9010 C 「JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・審査登録に対する要求事項」の一部規定の改定に伴い、下記のとおり、航空宇宙品質マネジメントシステム認証にかかる認定基準 (JAB MS101-2007) の一部規定を改定し、即日適用いたします。

記

1. JAB MS101-2007 の一部改定の経緯

今般、JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008) 発行にかかる JIS Q 9100 認証について、航空宇宙審査登録管理委員会 (JPMC : Japan Register Management Committee) が SJAC 9010 C の一部規定の改定を決定し、JPMC から本協会に対して、各認証機関への通知要請があった。

(SJAC 9010 C の改定内容及び背景を含む、改定の詳細は、添付の JPMC 発行文書 (JPMC 09-015 改訂 A) をご参照ください。)

2. JAB MS101-2007 の一部改定の対象項目、内容

項番	現行	変更後 (変更 / 追加箇所を実線にて識別)
2.1	JIS Q 9001:2000 品質マネジメントシステム - 要求事項 JIS Q 9100:2004 品質マネジメントシステム - 航空宇宙 - 要求事項	JIS Q 9001:2000 品質マネジメントシステム - 要求事項 <u>JIS Q 9001:2008 品質マネジメントシステム - 要求事項</u> JIS Q 9100:2004 品質マネジメントシステム - 航空宇宙 - 要求事項 <u>JIS Q 9100:2009 品質マネジメントシステム - 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項</u>
8.1	認証機関は、JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認証文書に、 <u>JAB MS100.8.3.</u> に規定する事項に加えて、	認証機関は、JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認証文書に、 <u>JAB MS100.8.2.</u> に規定する事項に加えて、

項番	現行	変更後 (変更/追加箇所を実線にて識別)
	<p>以下の事項を記載しなければならない。【SJAC 9010 8.6】</p> <p>a) 当該組織の品質マネジメントシステムは、JIS Q 9001(ISO9001)及び / 又は JIS Q 9100 の要求に適合していること。</p> <p>(中略)</p> <p>備考 2：必要に応じて二種類の認証文書を使用 (例：一つは <u>JIS Q 9001</u> に係る認証文書、一つは <u>JIS Q 9100</u> に係る認証文書として発行) してもよい。</p>	<p>以下の事項を記載しなければならない。【SJAC 9010 8.6、JPMC 09-015 改訂 A】</p> <p>a) 当該組織の品質マネジメントシステムは、<u>JIS Q 9001:2000 (ISO 9001:2000)</u> 及び / 又は <u>JIS Q 9100 (該当する版を含む)</u> の要求に適合していること。</p> <p><u>当該組織の品質マネジメントシステムは、JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008) 及び / 又は JIS Q 9100 (該当する版を含む) の要求に適合していること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>備考 2：必要に応じて二種類の認証文書を使用 (例：一つは <u>JIS Q 9001</u> に係る認証文書、一つは <u>JIS Q 9100</u> に係る認証文書として発行) してもよい。</p> <p><u>JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008) に基づく認証への移行期限内に JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008) の認証への移行が完了しない場合、既存の JIS Q 9100:2004 の認証文書は、残存有効期限に関わらず無効となる。</u></p>
9.1.9	<p>初回審査、再認証審査及び拡大審査、その他品質マネジメントシステムの変更に関わる審査において、認証機関は、すべての重大及び軽微な不適合について、根本原因の分析が行われ、是正処置を設定し、それが正しく処置されていることを確認しない限り、JIS Q 9100、または JIS Q 9100 と JIS Q 9001(ISO9001)を複合した認証文書を</p>	<p>初回審査、再認証審査及び拡大審査、その他品質マネジメントシステムの変更に関わる審査において、認証機関は、すべての重大及び軽微な不適合について、根本原因の分析が行われ、是正処置を設定し、それが正しく処置されていることを確認しない限り、JIS Q 9100、または JIS Q 9100 と <u>JIS Q 9001:2000 (ISO 9001:2000)</u> または</p>

項番	現行	変更後 (変更/追加箇所を実線にて識別)
	発行、または更新してはならない。 【SJAC 9010 8.3】	JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008)を複合した <u>認証文書</u> を発行、または更新してはならない。【JPMC 09-015 改訂 A】
A1 a)	JIS Q 9100 航空宇宙審査員は、過去 3 年間に JIS Q 9001 (ISO 9001:2000) 規格の全要素をカバーした第三者若しくは第三者審査に少なくとも 4 回かつ最低 20 日間参加していること。及び認証機関の審査プロセスに従って、審査できる能力を有していることを認証機関の審査部門管理者又は、 <u>同等の者</u> により保証されていること。【SJAC 9010 7.1 a】	JIS Q 9100 航空宇宙審査員は、過去 3 年間に <u>JIS Q 9001:2000 (ISO 9001:2000)</u> または <u>JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008)</u> 規格の全要素をカバーした第三者若しくは第三者審査に少なくとも 4 回かつ最低 20 日間参加していること。及び認証機関の審査プロセスに従って、審査できる能力を有していることを認証機関の審査部門管理者又は、 <u>同等の者</u> により保証されていること。【SJAC 9010 7.1 a、JPMC 09-015 改訂 A】

注：JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008)に基づく認証への移行につきましては、弊文書「JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008) 発行に伴う認証の移行について (2008 年 12 月 22 日付、文書番号：08-認シス第 2630 号)」をご参照ください。

3. 現在までの JAB MS101-2007 の一部規定の改定

本協会は、現在までに、次の通知 (計 3 件) により、JAB MS101-2007 の一部規定の改定を行っております。これらの改定にかかる対比表を別紙のとおり取り纏めましたので、ご参照ください。

- (1) JAB MS101-2007 「航空宇宙品質マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」に係る要求事項の一部変更について (2007 年 9 月 20 日付、文書番号：07-認シス第 1540 号)
- (2) 航空宇宙品質マネジメントシステム認証及び航空宇宙審査員認証にかかる認定基準の変更等について (2009 年 7 月 10 日付、09-認定シス第 0769 号)
- (3) 「航空宇宙品質マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準 (JAB MS101-2007)」の一部規定の改定について (2009 年 8 月 18 日付、09-認シス第 0871 号)

以上

添付文書：

「JIS Q 9001:2008 移行に伴う JIS Q 9100 認証に係わる注意事項について」
(JPMC 09-015 改訂 A、2009 年 8 月 17 日付)

JAB MS101-2007「航空宇宙品質マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」の一部規定の改定にかかる対比表

2009年8月18日

財団法人 日本適合性認定協会

項番	2007 版	変更後（変更 / 追加箇所を実線にて識別）	関係する通知文書
2.1	JIS Q 9001:2000 品質マネジメントシステム - 要求事項 JIS Q 9100:2004 品質マネジメントシステム - 航空宇宙 - 要求事項	JIS Q 9001:2000 品質マネジメントシステム - 要求事項 <u>JIS Q 9001:2008 品質マネジメントシステム - 要求事項</u> JIS Q 9100:2004 品質マネジメントシステム - 航空宇宙 - 要求事項 <u>JIS Q 9100:2009 品質マネジメントシステム - 航空、宇宙及 び防衛分野の組織に対する要求事項</u>	09-認シス第 0871 号 (2009年8月18日 付)
8.1	認証機関は、JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認証 文書に、 <u>JAB MS100 8.3</u> に規定する事項に加えて、以下の 事項を記載しなければならない。【SJAC 9010 8.6】 a) 当該組織の品質マネジメントシステムは、JIS Q 9001(ISO9001)及び / 又は JIS Q 9100 の要求に適合し ていること。 (中略) 備考 2：必要に応じて二種類の認証文書を使用（例：一つ は <u>JIS Q 9001</u> に係る認証文書、一つは <u>JIS Q 9100</u>	認証機関は、JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認証文 書に、 <u>JAB MS100 8.2</u> に規定する事項に加えて、以下の事項 を記載しなければならない。【SJAC 9010 8.6、JPMC 09-015 改訂 A】 a) 当該組織の品質マネジメントシステムは、 <u>JIS Q 9001:2000</u> <u>(ISO 9001:2000)</u> 及び / 又は <u>JIS Q 9100 (該当する版を含 む)</u> の要求に適合していること。 <u>当該組織の品質マネジメントシステムは、JIS Q 9001:2008</u> <u>(ISO 9001:2008)</u> 及び / 又は <u>JIS Q 9100 (該当する版を含 む)</u> の要求に適合していること。 (中略) 備考 2：必要に応じて二種類の認証文書を使用（例：一つは <u>JIS</u> <u>Q 9001</u> に係る認証文書、一つは <u>JIS Q 9100</u> に係る認証	09-認シス第 0871 号 (2009年8月18日 付)

項番	2007 版	変更後（変更 / 追加箇所を実線で識別）	関係する通知文書
	に係る認証文書として発行)してもよい。	文書として発行)してもよい。 JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008) に基づく認証への移行期限内に JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008) の認証への移行が完了しない場合、既存の JIS Q 9100:2004 の認証文書は、残存有効期限に関わらず無効となる。	
9.1.2 a)	審査チームの全ての審査員は、 <u>附属書 A A1 及び A2</u> の要求を満足し、 <u>本協会認定の認証機関に認証された</u> 、JIS Q 9100 航空宇宙審査員又は JIS Q 9100 航空宇宙産業経験審査員であるか、若しくは他セクターの資格承認を有する、 <u>AS9100、EN9100</u> (JIS Q 9100 と同等規格)航空宇宙審査員又は航空宇宙産業経験審査員でなければならない。	審査チームの全ての審査員は、 <u>附属書 A A1 及び A2</u> の要求を満足し、 <u>本協会認定の、又は JRMC により承認された認証機関に認証された</u> 、JIS Q 9100 航空宇宙審査員又は JIS Q 9100 航空宇宙産業経験審査員であるか、若しくは他セクターの資格承認を有する、 <u>AS9100、EN9100</u> (JIS Q 9100 と同等規格)航空宇宙審査員又は航空宇宙産業経験審査員でなければならない。	09- 認定シス第 0769 号 (2009年7月10日付)
9.1.5	同一の認証範囲にある複数サイトを持つ組織に対する審査は、 <u>認証文書の発行に先立ち、全サイトを審査しなければならない</u> 。サーベイランス審査あるいは再認証審査により、同一の認証範囲にあるすべてのサイトが認証文書の有効期限内に審査されなければならない。また、いくつかの複数サイトを持つ組織では、ある特定のサイトで実施されるプロセスについて、その特定のサイトに限定した審査を実施することができる。【SJAC 9010 8.2.3】	9.1.5 同一の認証範囲にある複数サイトをもつ組織に対する <u>審査の頻度（訪問の頻度）は、次によらなければならない</u> 。 【JRMC 07-019】 9.1.5.1 <u>二つ以上のサイトをもつ組織で、JAB R 300-2006 付属書3「多数サイト審査登録」に定めるサンプリング適用の基準を満たさない組織の場合は、初回認証審査、サーベイランス審査及び再認証審査のつど、すべてのサイトを審査（訪問）しなければならない</u> 。 9.1.5.2 <u>二つ以上のサイトをもつ組織で、JAB R 300-2006 付属書3「多数サイト審査登録」に定めるサンプリング適用の基準を満たす組織の場合、審査の頻度（訪問の頻度）は、次によらなければならない</u> 。 a) <u>初回認証審査</u> 本部又は主たる事務所とすべてのサイトは、認証の決定	07-認シス第 1540 号 (2007年9月20日付)

項番	2007 版	変更後（変更 / 追加箇所を実線で識別）	関係する通知文書
		<p><u>及び認証文書の発行前の初回審査で、完全な JIS Q 9100 の要求事項に基づき審査されなければならない。</u></p> <p>b) <u>サーベイランス審査</u></p> <p><u>本部又は主たる事務所と約 1/2 の複数サイトについては、3 年間の認証サイクルの最初の年に審査されなければならない。本部又は主たる事務所と最初の年に審査されなかった（残りの）すべての複数サイトについては、3 年間の認証サイクルの 2 年目に審査されなければならない。</u></p> <p><u>サーベイランスの頻度が、年 1 回以上（例えば 6 か月ごとなど）の場合、サーベイランス計画は、各々のサイトが、認証有効期間の最初の 2 年間で行われるサーベイランス審査で少なくとも 1 回は完全な JIS Q 9100 の要求事項に基づき審査するよう計画されなければならない。いくつかの複数サイトをもつ組織では、ある特定のサイトで実施されるプロセスについて、その特定のサイトに限定した審査を実施することができる。</u></p> <p>c) <u>再認証審査</u></p> <p><u>再認証審査において、本部又は主たる事務所とすべてのサイトは、3 年間の認証サイクルの 3 年目に審査されなければならない。</u></p> <p><u>本部又は主たる事務所とすべてのサイトの審査結果は、再認証の決定において考慮されなければならない。</u></p>	
9.1.9	初回審査、再認証審査及び拡大審査、その他品質マネジメ	初回審査、再認証審査及び拡大審査、その他品質マネジメント	09-認シス第 0871

項番	2007 版	変更後（変更 / 追加箇所を実線で識別）	関係する通知文書
	ントシステムの変更に關する審査において、認証機関は、すべての重大及び軽微な不適合について、根本原因の分析が行われ、是正処置を設定し、それが正しく処置されていることを確認しない限り、JIS Q 9100、または JIS Q 9100 と JIS Q 9001(ISO9001)を複合した <u>認証文書</u> を発行、または更新してはならない。【SJAC 9010 8.3】	システムの変更に關する審査において、認証機関は、すべての重大及び軽微な不適合について、根本原因の分析が行われ、是正処置を設定し、それが正しく処置されていることを確認しない限り、JIS Q 9100、または JIS Q 9100 と <u>JIS Q 9001:2000 (ISO 9001:2000)または JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008)</u> を複合した <u>認証文書</u> を発行、または更新してはならない。【JPMC 09-015 改訂 A】	号 (2009年8月18日付)
A1 a)	<u>JIS Q 9100 航空宇宙審査員は、過去 3 年間に JIS Q 9001 (ISO 9001:2000) 規格の全要素をカバーした第三者若しくは第三者審査に少なくとも 4 回かつ最低 20 日間参加していること。及び認証機関の審査プロセスに従って、審査できる能力を有していることを認証機関の審査部門管理者又は、同等の者により保証されていること。【SJAC 9010 7.1 a】</u>	<u>JIS Q 9100 航空宇宙審査員は、過去 3 年間に JIS Q 9001:2000 (ISO 9001:2000)または JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008)規格の全要素をカバーした第三者若しくは第三者審査に少なくとも 4 回かつ最低 20 日間参加していること。及び認証機関の審査プロセスに従って、審査できる能力を有していることを認証機関の審査部門管理者又は、同等の者により保証されていること。【SJAC 9010 7.1 a、JPMC 09-015 改訂 A】</u>	09-認シス第 0871 号 (2009年8月18日付)
A1 b)	<u>JIS Q 9100 航空宇宙審査員は、本協会又は本協会と同等の機関から認定又は承認された審査員認証機関又は研修提供者承認機関が承認した JIS Q 9100 航空宇宙審査員基礎研修コースを修了し、合格していること。</u>	<u>JIS Q 9100 航空宇宙審査員は、本協会、本協会と同等の機関、又は JPMC から認定又は承認された審査員認証機関又は研修提供者承認機関が承認した JIS Q 9100 航空宇宙審査員基礎研修コースを修了し、合格していること。</u>	09-認定シス第 0769 号 (2009年7月10日付)
A2.2 b)	<u>本協会又は本協会と同等の機関から認定又は承認された審査員認証機関又は研修提供者承認機関が承認した航空宇宙産業経験審査員専門研修コースを修了し、合格していること。</u>	<u>本協会、本協会と同等の機関、又は JPMC から認定又は承認された審査員認証機関又は研修提供者承認機関が承認した航空宇宙産業経験審査員専門研修コースを修了し、合格していること。</u>	09-認定シス第 0769 号 (2009年7月10日付)

以上